

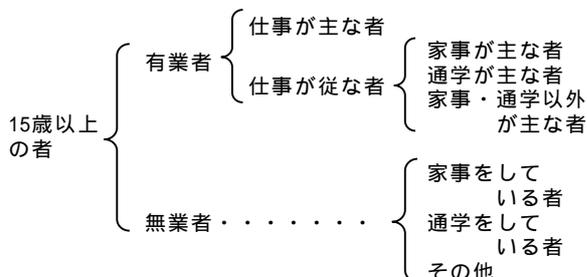
# 用語の解説

## 1 年齢

平成 24 年 9 月 30 日現在における満年齢である。

## 2 就業状態

15 歳以上の者を、ふだんの就業・不就業の状態により、次のように区分した。



### <就業状態の捉え方>

国勢調査や労働力調査が月末 1 週間の就業・不就業の状態を把握しているのに対し、この調査では、ふだんの就業・不就業の状態を把握している。

**有業者**.....ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日（平成 24 年 10 月 1 日）以降もしていくことになっている者及び仕事は持っているが現在は休んでいる者

なお、家族が自家営業（個人経営の商店、工場や農家など）に従事した場合は、その家族が無給であっても、自家の収入を得る目的で仕事をしたことになる。

また、仕事があつたりなかったりする人や、忙しい時だけ実家を手伝う人などで、「ふだんの就業状態」がはっきり決められない場合は、おおむね、1 年間に 30 日以上仕事をしている場合を、有業者とした。

**無業者**.....ふだん仕事をしていない者、すなわち、ふだん全く仕事をしていない者及び臨時的にしか仕事をしていない者

## 3 従業上の地位・雇用形態

有業者を、次のように区分した。

**自営業主**.....個人経営の商店主、工場主、農業主、開業医、弁護士、著述家、家政婦など自分で事業を営んでいる者

**家族従業者**...自営業主の家族で、その自営業主の営む事業を無給で手伝っている者

**雇用者**.....会社員、団体職員、公務員、個人商店

の従業員など、会社、団体、個人、官公庁、個人商店などに雇われている者  
**会社などの役員**...会社の社長、取締役、監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役職にある者

「会社などの役員」以外の雇用者を、勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」の 7 つに区分した。

なお、「正規の職員・従業員」以外の 6 区分をまとめて「非正規の職員・従業員」として表章している。

**正規の職員・従業員**...一般職員又は正社員などと呼ばれている者

**パート**.....就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」又はそれらに近い名称で呼ばれている者

**アルバイト**...就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている者

**労働者派遣事業所の派遣社員**...「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者

ただし、次のような業務に従事する者は含めない。

- ・ 港湾運送業務、建設業務、警備業務、医療関係の業務
- ・ デパートの派遣店員など
- ・ 民営の職業紹介機関やシルバー人材センターなどの紹介による場合や請負、出向

**契約社員**.....専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある者

**嘱託**.....労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者

**その他**.....上記以外の呼称の場合

#### 4 産業

産業は、就業者が実際に働いていた事業所の事業の種類によって定めた。ただし、労働者派遣法に基づく人材派遣企業からの派遣社員については、派遣先の事業所の事業の種類によっている。

産業分類は、日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）に基づき、就業構造基本調査に適合するように集約して編集したものをを用いている。

#### 5 職業

職業は、就業者が実際に従事していた仕事の種類によって定めた。

職業分類は、日本標準職業分類（平成 21 年 12 月改定）に基づき、就業構造基本調査に適合するように集約して編集したものをを用いている。

#### 6 年間就業日数、就業の規則性及び週間就業時間

**200 日以上就業者**... 1 年間を通じて 200 日以上働いている者

**200 日未満就業者**... 1 年間を通じて働いている日数が 200 日未満の者

また、200 日以上就業者及び 200 日未満就業者のうち規則的就業者について、週間就業時間を調査した。この「週間就業時間」は、就業規則などで定められている時間ではなく、ふだんの 1 週間の実労働時間をいう。

#### 7 所得

単に「所得」という場合は、本業から通常得ている年間所得（税込み額）をいう（現物収入は除く。）

過去 1 年間に仕事を変えた者や新たに仕事に就いた者については、新たに仕事に就いたときから現在までの収入を基に、1 年間働いた場合の収入額の見積りによる。

なお、家族従業者については、所得の各区分には含めず、総数にのみ含めている。

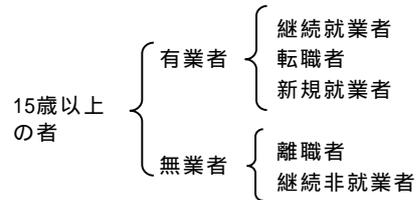
**自営業主の所得**... 過去 1 年間に事業から得た収益、すなわち、売上総額からそれに必要な経費を差し引いたもの

**雇用者の所得**..... 賃金、給料、手間賃、諸手当、ボーナスなど過去 1 年間に得た税込みの給与総額

#### 8 就業異動

過去 1 年以内の就業異動により、15 歳以上の者

を次のように区分した。



**継続就業者**... 1 年前も現在と同じ勤め先（企業）で就業していた者

**転職者**..... 1 年前の勤め先（企業）と現在の勤め先が異なる者

**新規就業者**... 1 年前には仕事をしていなかったが、この 1 年間に現在の仕事に就いた者

**離職者**..... 1 年前には仕事をしていたが、その仕事を辞めて、現在は仕事をしていない者

**継続非就業者**... 1 年前も現在も仕事をしていない者

また、就業異動の履歴により、15 歳以上の者を次のように区分した。

**入職就業者**..... 前職がない有業者

**転職就業者**..... 前職がある有業者

**離職非就業者**... 前職がある無業者

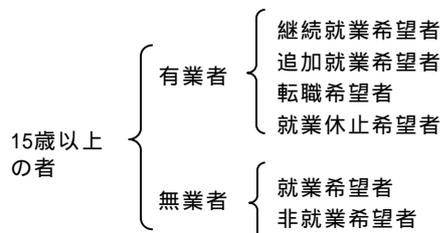
**就業未経験者**... 前職がない無業者

#### 9 前職

現在の仕事に就く以前にしていた仕事又は現在無業の人が以前に仕事をしていた場合はその仕事。

#### 10 就業希望

就業に関する希望により、15 歳以上の者を次のように区分した。



**継続就業希望者**... 現在就いている仕事を今後も続けていきたいと思っている者のうち、「追加就業希望者」に該当しない者

**追加就業希望者**..現在就いている仕事を続けながら、他の仕事もしたいと思っている者  
**転職希望者**.....現在就いている仕事を辞めて、他の仕事に変わりたいと思っている者  
**就業休止希望者**..現在就いている仕事を辞めようと思っており、もう働く意思のない者  
**就業希望者**.....何か収入になる仕事をしたいと思っている者  
**非就業希望者**.....仕事をする意思のない者

#### 11 就業時間の希望

現在の仕事の就業時間をどのようにしたいかで区分した。

**増やしたい**.....例えば、もっと収入を増やしたいなどの理由で仕事の時間や就業日数を増やしたいと思っている場合

**減らしたい**.....例えば、余暇時間を増やしたいなどの理由で仕事の時間や就業日数を減らしたいと思っている場合

#### 12 転職希望理由

転職希望者の転職を希望する理由をいう。

**一時的についた仕事だから**..現在の仕事が、希望する仕事に就くまで暫定的に就いた仕事である場合

**収入が少ない**..現在の仕事から得られる収入では十分ではない場合

**事業不振や先行き不安**..倒産や人員整理のおそれがあるなどの理由から企業に将来性がなしいと思っている場合

**定年又は雇用契約の満了に備えて**..近く迎える定年後の再就職のための仕事を定年前に見つけたい場合など

**時間的・肉体的に負担が大きい**..就業時間が長過ぎるなど、仕事が過重で肉体的に負担が大きい場合や過度の緊張を要するなど精神的負担の大きい場合

**知識や技能を生かしたい**..現在の仕事に自分の知識や能力が十分にいかされていない場合や仕事の内容が自分に向かない場合など

**余暇を増やしたい**..より就業時間の短い仕事に変わって、例えば、習いごとや学習などのため余暇時間を増やしたいと思っている場合

**家事の都合**..家事（出産、育児、介護、看護などを含む。）、結婚などの都合で他の仕事に変わりたいと思っている場合

#### 13 求職活動の有無

有業者のうちの「追加就業希望者」と「転職希望者」及び無業者のうちの「就業希望者」について、実際に仕事を探したり、準備したりしているかどうかによって、「**求職者**」と「**非求職者**」とに区分した。

「仕事を探したり、準備したりしている」とは、インターネットの求人・求職サイトや新聞広告の求人欄・求人情報誌を見て応募したり、公共職業安定所や民間職業紹介所に申し込んだり、直接人に頼んで仕事を探してもらっている場合やその結果を待っている場合、また、労働者派遣事業所に登録して仕事ができるのを待っている場合や、事業を始めるための資金、資材、設備の調達などの準備をしている場合をいう。

#### 14 職業訓練・自己啓発

過去1年間(平成23年10月1日以降)に行った、仕事に役立てるための訓練や自己啓発をいう。

**勤め先での研修**..勤め先（又は勤め先に関係が深い機関、例えば、親会社、子会社、勤め先に関係する研修機関など）が直接企画する研修をいう。研修場所が勤め先以外の研修施設などで行われるものも含める。

#### 15 育児の状況

**育児をしている**..ここでいう、ふだん「育児をしている」とは、未就学児（小学校入学前の幼児）を対象とした育児をいい、以下のようなことを指す。ただし、孫やおい・めい、弟妹の世話などはこれに含まない。

なお、ふだん育児をしているかはっきり決められない場合は、便宜、1年間に30日以上育児をしている場合を「ふだん育児をしている」とする。

- ・ 乳児のおむつの取り替え
- ・ 乳幼児の世話や見守り
- ・ 就学前の子どもの送迎、つきそい、見守りや勉強・遊び・習い事などの練習の相手
- ・ 就学前の子どもの保護者会への出席

## 16 介護の状況

**介護をしている...**ここでいう、ふだん家族の「介護をしている」とは、日常生活における入浴・着替え・トイレ・移動・食事などの際に何らかの手助けをする場合をいい、介護保険制度で要介護認定を受けていない人や、自宅外にいる家族の介護も含まれる。ただし、病気などで一時的に寝ている人に対する介護はこれに含まない。

なお、ふだん介護をしているかはっきり決められない場合は、便宜、1年間に30日以上介護をしている場合を「ふだん家族の介護をしている」とする。